

## 京都府立医科大学総合情報化基本方針

### (目的)

第1 京都府立医科大学（以下、「本学」という。）は、我が国でも有数の歴史と伝統を誇る医科大学であり、これまで、教育・研究・診療活動等の各分野で多くの成果を挙げ、大学の基本理念に掲げるとおり、世界トップレベルの医学・医療を地域社会に還元してきた。

情報化の進展に伴い、教育・研究・診療等の各部門において情報システムの活用が必要不可欠となっている社会情勢を踏まえ、将来にわたり、本学が発展し、地域貢献に資するため、京都府立医科大学総合情報化基本方針（以下、「本方針」という。）を定める。

### (総合情報化の基本方針)

第2 本学は、「世界トップレベルの医学・医療の地域への還元」を持続・発展させるために、研究、教育、診療活動に必要な情報システムの整備とセキュリティに配慮した情報システムの適切な運用に最大限努める。

### (定義)

第3 本方針において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 京都府立医科大学情報システム運用基本規程（以下、「基本規程」という。）  
本方針に基づき、本学の情報システムの運用と管理について、必要な事項を定めたものをいう。
- (2) 京都府立医科大学情報セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」という。）  
本方針及び基本規程に基づき情報セキュリティ対策を実施するに当たって、遵守すべき事項や判断等の統一的な基準を定めたものをいう。
- (3) 情報システム  
ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク（データ伝送を行う通信網及びその構成機器）及び記録媒体で構成する情報の処理を行う仕組みをいう。
- (4) 個別システム  
各所属で構築し、運用している情報の処理を行う仕組み及びネットワークをいう。
- (5) 幹線ネットワーク  
データ伝送を行う通信網のうち、サーバと各所属との間の通信網のことをいう。

(対象とする情報システム)

第4 本方針及び別に定める基本規程、対策基準(以下、「本方針等」という。)は、本学で使用するハードウェア、ソフトウェア、学内LAN等のネットワーク及び記録媒体等(システム構成図等の文書を含む。)のほか、各情報システムに記録されるデータ並びに本学内で開催される学会などへの参加者が、一時的に持ち込む情報機器(ノートパソコン等)を対象とする。

(利用者等)

第5 本学の情報システムの利用者等は、京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に定める「教員」及び「職員」、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に定める「有期雇用教職員」、京都府公立大学法人教職員再雇用規程に定める「教職員」及び大学教員等に併任された者(医療センター所員)並びに本学の新専門医研修プログラムに応募し認められた者、特別研究員、学部学生、大学院生、特別研究学生、研究生、長期留学生、短期留学生、本学の業務に従事する者で、所属長が認めた者、その他総合情報センター長が特に必要と認めた者及び情報システムに関する業務の受託者(以下、「利用者等」という。)とする。

(利用者等の義務)

第6 利用者等は、本方針等を遵守しなければならない。特に、個人情報については、その重要性を認識し、取扱いについては十分留意するものとする。  
2 学内LANシステムに接続する所属は、幹線ネットワークとの接続部から当該所属内のコンピュータ機器に至る一切の施設を当該所属の負担において適切に管理しなければならない。

(罰則)

第7 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程又は基準に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この基本方針は、平成31年2月4日から施行する。

(京都府立医科大学情報セキュリティ基本方針の廃止)

2 京都府立医科大学情報セキュリティ基本方針(平成19年11月施行)は廃

止する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。